速度取締り指針

令和7年10月栗原警察署

栗原警察署の速度取締り重点

区域	時間帯	路線
		,,,,,
栗原市築館地区	7:00 ~	国道4号及び周辺道路
栗原市若柳地区		国道398号及び県道有壁若柳線
栗原市栗駒地区	18:00	県道中田栗駒線
栗原市築館照越地区		県道築館登米線

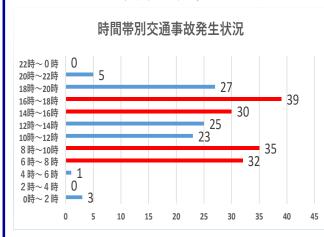
ドライバーに緊張感を持ってもらうため交通事故の多い路線で取締りを 実施します。

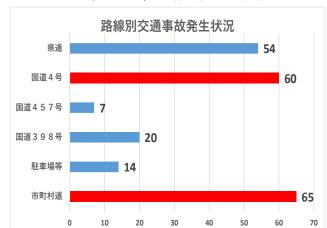
管内の各学校の通学路では児童などを守るために速度抑制を目的とした 速度取締りを実施します。

★ 上記以外の場所、時間帯等でも取締りを実施します ★

管内における交通事故実態など

過去5年間の栗原市内で発生した人身交通事故の特徴(総数220件)





- ・ 人身交通事故は、通勤通学時間帯である7時から9時、帰宅下校時間帯である17時から19時に多発する傾向にあります。
- ・ 市道、国道4号において人身交通事故が多発しています。
- ・ 交通事故の形態は、追突が全体の約4割(44.1%)、出会い頭が全体の約3割(26.4%)となっており、交通事故の原因は、①前方不注意、②安全不確認、③動静不注視の順であり、携帯電話使用等の交通違反やよそ見運転等によるものと考えられます。

速度違反以外の取締りや警戒活動

- ・ ドライバーへの注意喚起や、運転マナー・モラルの向上のため、学校、商業施設、病院付近等の交通整理の行われていない交差点において歩行者妨害違反や一時不停止等の取締り、主要交差点における携帯電話使用等違反や信号無視等の取締りを強化します
- ・ 国道4号の交通事故抑止のため、交通監視とパトカー等による警戒活動を強化します。